一般社団法人埼玉県バスケットボール協会 定款細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本細則は、一般社団法人埼玉県バスケットボール協会(以下「本協会」という)の定款 に基づき、本協会の組織並びに運営に関する基本原則を定めるものとする。

(加 盟)

第2条 本協会は、埼玉県内のバスケットボールを統轄する団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)、関東バスケットボール協会及び公益財団法人 埼玉県スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という)に加盟する。

(加盟団体)

第3条 本協会は、埼玉県内のバスケットボール界を統轄するために、本協会に加盟が認められた団体、連盟、カテゴリー及び認定団体を加盟団体として相互の連携を図る。

(認定団体)

第4条 本協会は、バスケットボール競技又はバスケットボールに類似する競技の普及及び発展 を事業目的とし、本協会の趣旨に賛同する団体を理事会の議決を得て、認定団体とする ことができる。

(遵守義務)

第5条 本協会の会員、役員、委員、加盟団体、連盟、カテゴリー及び加盟チーム、役員、指導者、審判員、選手及び関係者は、本協会、JBA,国際バスケットボール連盟及びアジアバスケットボール連盟(以下「FIBA Asia」という)の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構(以下「CAS」という)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という)の定款、定款細則、諸規程、指示、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第2章 役員

(選 出)

- 第6条 理事は、定款第38条の規定に基づき定める。 各加盟団体、連盟、カテゴリーは、総会において理事1名を選出する。
 - 2 選任等、役員改選は、定款第40条の規定に基づき定める。選任等、役員改選には、役職理事候補者選考委員会を設置し、会長、副会長および専務理事候補者を理事会に諮る。 役職理事候補者選考委員会の構成は、別途規程に定める。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
 - 4 理事候補者及び監事候補者は、その就任時において70歳未満のものとする。 ただし、会長候補についてはこの限りではない。

第3章 名誉会長及び顧問

(任期)

第7条 名誉会長及び顧問を置く場合の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 部、委員会

(選 出)

第8条 部会員・委員は各加盟団体、連盟、カテゴリーから選出する。

(設 置)

- 第9条 本協会には次の各号の部会と専門委員会を置く。
 - 2 本協会の事業遂行上必要あるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

部会

- (1) 総務部会
- (2) 財務部会
- (3) 渉外部会
- (4) 事業部会
- (5) 競技部会
- (6)審判部会
- (-/ штэнг
- (7) TO部会
- (8) 3 x 3 部会
- (9) 強化部会

専門委員会

- (1) 裁定委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) ユース育成委員会
- (5) 選手選考委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) スポーツ医科学委員会

(委 任)

第10条 本協会の部会・委員会規程については、別に定める。

第5章 事務局

(業 務)

第11条 事務局の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係諸団体との連絡調整に関すること
- (2) 本協会の公印及び備品の管理に関すること
- (3) 加盟団体、連盟、カテゴリーとの連絡調整に関すること
- (4) 各会議の招集、その準備に関する事務及び議事録の管理に関すること
- (5) 器具、備品、消耗品の購入、印刷物の発注及び管理に関すること
- (6) 名簿の収集、作成、整備、管理に関すること
- (7) 文書の受発信、保管、管理に関すること
- (8) 資産台帳、負債台帳及び正味資産を示す書類の管理に関すること
- (9) チームの登録及び指導者、審判員、競技者の登録に関すること
- (10) 各部会・委員会より要求された情報収集・整理に関すること
- (11) 公式競技会の記録の保存に関すること
- (12) I T・Web 関連に関すること
- (13) 出版物の販売、送付に関すること
- (14) 事務所の管理運営に関すること
- (15) 会長又は専務理事から命ぜられた業務に関すること

第6章 加盟 チーム

(加盟チーム)

第 12 条 加盟チームとは、JBA が制定した「バスケットボール競技規則」に基づきバスケット ボール競技を行うチームであり、本章の定めるところにより本協会に加盟登録したも のをいう。

(種 別)

第13条 加盟チームの種別は、JBA 基本規程に準ずる。

(加盟資格)

第14条 本協会に加盟しようとするチームは、埼玉県内にその本拠(責任者の住所・活動場所等) を有するものでなければならない。

(加盟登録)

- 第 15 条 本協会に加盟しようとするチームは、JBA の定める会員登録管理システム(以下「TeamJBA」という)を利用し、登録料の納付を含めた JBA への登録手続きを行わなければならない。
 - 2 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに TeamJBA から登録を行わなければならない。ただし、新規に加盟をしようとするチームは、随時 TeamJBA から登録を行うことができるものとする。

(権 利)

- 第16条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。
 - (1) 本協会の組織単位として、関係する種別に関する委員会を通して本協会の施策に関与すること。

(2) 本協会、JBA 又は関東バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については、参加を希望する競技会の要項等の定めるところによる。

(義 務)

- 第17条 加盟チームは、次の義務を負う。
 - (1) 別に定める登録料を登録手続き時に納めること
 - (2) チーム登録責任者は、TeamJBA から所属を希望する選手の登録承認、もしくは所 属選手の承諾を得たうえで登録をおこなうこと
 - (3) 未登録の選手を公式試合に出場させてはならない
 - (4) コーチライセンスを有する者を、自己のチームに所属するコーチとして、1名以 上登録すること
 - (5) TeamJBA により登録を行った後に登録事項に変更があった場合は、速やかに、所定の手続きをおこなうこと
 - (6) いずれかに加盟団体、連盟、カテゴリーに所属すること
 - (7) 本協会及び JBA の定める諸規程を遵守すること
 - (8) 参加する競技会の要項を遵守すること

(違 反)

第18条 加盟チームが前条に違反したときの処分の最終決定は、理事会が行うものとする。

第7章 指 導 者 (コーチ)

(公式試合のコーチ)

第 19 条 本協会の統轄する公式競技会のコーチは、JBA のコーチライセンスを有し、かつ JBA に登録されたコーチでなければならない。

(指導者規程)

第 20 条 コーチに関する事項については、JBA の定める「コーチに関する規程」及び関連規定 に準ずる。

第8章 審 判 員

(公式競技会の審判)

第 21 条 本協会の統轄する公式競技会の審判員は、JBA に登録された審判員でなければならない。

(審判員規程)

第 22 条 審判員に関する事項については、JBA の定める「審判員および審判インストラクター に関する規程」及び関連規定に準ずる。

第9章 競技者(選手)

(公式試合の選手)

第 23 条 本協会の統轄する公式競技会の選手は、JBA に競技者として登録された選手でなけれ

ばならない。

(選手規程)

第24条 選手に関する事項については、JBAの定める「基本規程」及び関連規定に準ずる。 (選手の移籍)

第25条 選手の移籍に関する事項は、JBAの定める「登録・移籍・契約関連規程/各種手続き」 に準ずる。

第10章 競技会

(公式競技会)

第26条 本協会の公式競技会は、本協会が主催、共催又は主管する競技会のみとする。 (競技会規程)

第27条 競技会に関する事項については、理事会において別に「競技会開催規程」を定める。

第11章 会旗と標章

(会 旗)

第28条 本協会の会旗は、別紙図面のとおりとし、「バスケットボール競技者が輝く未来」をあ しらったものとする。

(標 章)

第29条 本協会の標章は、別紙図面のとおりとし、「バスケットボール競技者が輝く未来」をあ しらったものとする。

(会旗の使用制限)

第 30 条 本協会の会旗は、本協会の事前の承認得ない限り記章その他の意匠として使用することはできない。

(標章の使用制限)

第31条 本協会の標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、記章その他の意匠として使用することはできない。

(懲 罰)

第32条 懲罰に関する事項は、本協会「裁定規程」及び「規律規定」に準ずる。

第13章 細則の改廃

(細則の改廃)

第33条 本細則の改廃は、総会(代議員会)の議決を経て、これを行う。

2 本細則に規定されている条文のうち JBA 規程に基づくものは、JBA 基本規程の改正 に伴って自動的に改正されるものとする。

附則

- 1 この定款細則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 法人設立時の理事には、第6条4の規程を適用しない。
- 3 令和5年(2023年)3月19日 一部改正